2　この章に規定する知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。

(a)　第百十四条から第百二十一条までの規定の対象となるもの

(b)　貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

3　両締約国は、知的財産に関連する国際協定であって両締約国がこの協定の効力発生の日に締結しているもの及び両締約国について効力を生ずるその改正に規定する義務を履行することについての約束を再確認する。当該国際協定には、次のものを含む。

(a)　貿易関連知的所有権協定

(b)　千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正され並びに千九百七十九年九月二十八日に修正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（以下この章において「パリ条約」という。）

(c)　千九百七十年六月十九日にワシントンで作成され、千九百七十九年九月二十八日に修正され並びに千九百八十四年二月三日及び二千一年十月三日に変更された特許協力条約

(d)　千九百七十九年九月二十八日に修正された国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定

(e)　千九百七十七年四月二十八日にブダペストで作成され、千九百八十年九月二十六日に修正された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

(f)　千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この章において「千九百九十一年のＵＰＯＶ条約」という。）

(g)　標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択され、二千六年十月三日に修正された議定書

(h)　千九百九十四年十月二十七日にジュネーヴで採択された商標法条約

(i)　千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年九月二十八日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定

(j)　千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定及び同協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定

(k)　千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され、千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正され並びに千九百七十九年九月二十八日に修正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下この章において「ベルヌ条約」という。）

(l)　千九百六十一年十月二十六日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下この章において「ローマ条約」という。）

(m)　千九百七十一年十月二十九日の許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約

(n)　千九百九十六年十二月二十日にジュネーヴで採択された著作権に関する世界知的所有権機関条約

(o)　千九百九十六年十二月二十日にジュネーヴで採択された実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（以下この章において「実演・レコード条約」という。）

4　各締約国は、知的財産を保護するための国際的努力における次に掲げる多数国間の協定の重要性を共に認めて、まだ締約国となっていない次に掲げる多数国間の協定を批准し、又はこれに加入するよう努める。

(a)　二千年六月一日にジュネーヴで採択された特許法条約

(b)　二千六年三月二十七日にシンガポールで採択された商標法に関するシンガポール条約

(c)　千九百九十九年七月二日に外交会議により採択された意匠の国際登録に関するヘーグ協定ジュネーヴ決議書

第百八条　内国民待遇

1　一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

2　この条及び次条の規定の適用上、「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとし、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響する事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響する事項を含める。

第百九条　最恵国待遇

1　一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

2　1の規定は、いずれか一方の締約国に対し、二重課税の回避に関する協定により第三国の国民に与える待遇を他方の締約国の国民に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第百十条　手続事項の効率性の向上

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続の効率性を向上させるための適切な措置をとる。

第百十一条　知的財産権の取得

1　各締約国は、知的財産権の取得について権利が登録され、又は付与される必要がある場合には、権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。この場合において、知的財産権の登録又は付与のための出願が、国内出願として行われるか、又は適用可能な国際協定に基づく国際出願として行われるかについては、問わないものとする。

2　各締約国は、商標出願において適用される類の下の指定された商品及びサービスの表示についての審査に関する実務を、できる限り透明性のあるものとする。

第百十二条　透明性

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従って可能な範囲において、次の事項を行うために利用し得る適切な措置をとる。

(a)　次の事項に関する情報を公開し、及びこれらに関する一件書類に含まれている情報を公に利用可能なものとすること。

(i)　特許の出願及び付与

(ii)　実用新案及び意匠の登録

(iii)　商標の登録出願及び登録

(iv)　集積回路の回路配置の登録

(v)　植物の新品種の登録出願及び登録

(b)　権限のある当局に対して国境措置として知的財産権の侵害物品の解放を停止するよう求める申立てに関する情報について、公衆が利用することができるようにすること。

(c)　知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報その他の知的財産の保護に関する制度に係る情報について、公衆が利用することができるようにすること。